



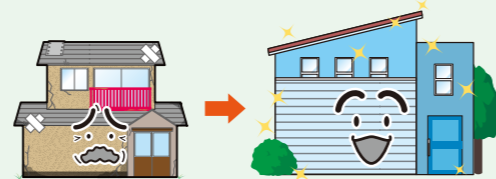
不燃化特区助成制度 対象地区



問合せ先一覧

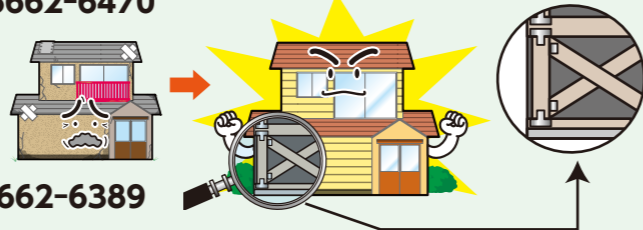
不燃化特区助成制度

- 平井二丁目付近地区、南小岩南部・東松本付近地区
江戸川区都市開発部まちづくり推進課まちづくり第一係 03-5662-6435
- 南小岩七・八丁目周辺地区、松島三丁目地区
江戸川区都市開発部まちづくり推進課まちづくり第二係 03-5662-6470



住宅の耐震化助成制度

- (戸建住宅・木造アパートについて)
- 江戸川区都市開発部建築指導課耐震化促進係 03-5662-6389



住宅リフォーム資金融資あっせん制度、住まいの修繕・増改築相談、家具の転倒防止ボランティア

- 江戸川区福祉部福祉推進課住宅係 03-5662-0517
- ※助成の交付決定は当該年度の予算の範囲内で行います。

高齢者向け返済特例制度(リバースモーゲージ)

- 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)
0120-0860-35(お客さまコールセンター)



江戸川区 都市開発部 まちづくり推進課 担当:

〈令和5年4月〉



不燃化特区 助成制度



建替えて、安心して暮らしやすくなったわ

令和7年度まで

今から間に合う

助成期間延長!

気がかりだった空家を除却できたよ



助成対象:昭和56年以前の旧耐震基準の木造建築物

例えば、延べ床面積100㎡の木造建築物を解体し、同面積の耐火または準耐火建築物に建替える場合。

1 取壊し費用の助成

210万円(1㎡あたり21,000円(限度額))

2 設計費・監理料の助成

180万円(100㎡の場合、床面積に応じて助成)
300㎡を上限とします。基準額一覧は区ホームページに掲載しています。

最大、合計で **390万円** の助成が受けられます!

※助成金額は年度単位で変更になる場合があります。



◆区ホームページにも掲載しています。

不燃化 江戸川区

検索

■お問合せ/問合せ先一覧をご覧ください。

他の制度もあります!
次ページへ

地震・火災に対する建物の備えはできていますか？

問.1 今さら建替えは無理だけど、地震が心配だわ



答.1 区では古い住宅を耐震化する場合の助成制度もあります。



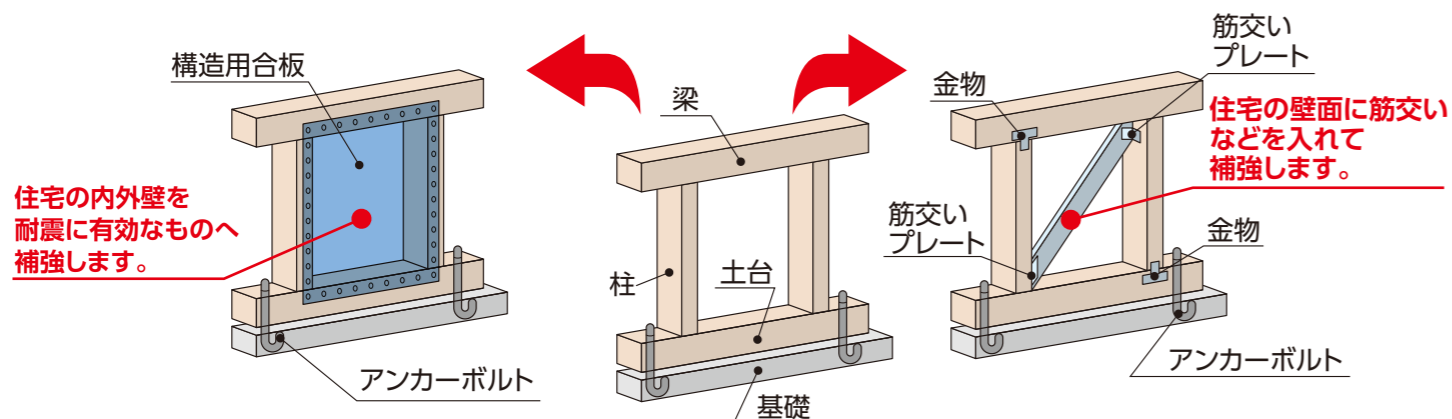
住宅の耐震化助成制度

昭和56年5月31日以前の住宅について、下記の費用を助成します。



申請の順番

- ①耐震コンサルタント派遣(無料)**
・建築士による耐震診断(簡易)を行います。
- ②精密診断・耐震設計費の助成(診断・設計費用の最大80%)**
・木造住宅30万円、非木造住宅45万円が限度額です。
- ③耐震改修工事費の助成(工事費用の最大50%、非課税世帯は最大2/3)**
・木造住宅100万円(非課税世帯150万円)、非木造住宅150万円が限度額です。



■お問合せ/(戸建住宅・木造アパートについて)江戸川区都市開発部建築指導課耐震化促進係 ☎5662-6389

問.2 古い家だから色々直したいけど、どこに相談したらいいかな？



答.2 区が、区内の建築組合を通じて、信頼のできる工務店などを紹介します。

住まいの修繕・増改築相談

■お問合せ/江戸川区福祉部福祉推進課住宅係 ☎5662-0517



問.3 もっと手軽にできる備えはないかしら？



答.3 地震の時の備えとして、家具に転倒防止金具などを無料で設置することもできます。



家具の転倒防止ボランティア

地震の際に転倒する恐れのある家具に、金具等を取り付けます。

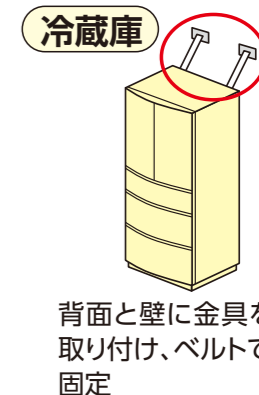
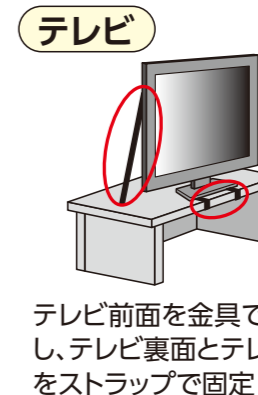
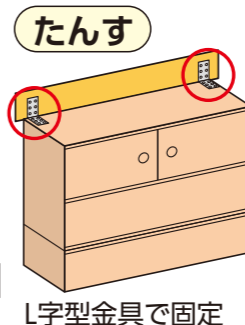
対象

65歳以上の熟年者のみの世帯、障害者のみの世帯で自力で取り付けが困難な世帯

費用
無料

設置箇所

9箇所まで



■お問合せ/江戸川区福祉部福祉推進課住宅係 ☎5662-0517

問.4 耐震工事やリフォームをしたいけど予算が足りない...



答.4 区がご案内できる融資制度があります。融資にあたって、区が利子の一部を負担します。



住宅リフォーム資金融資あっせん制度

所有者が居住する住宅の修繕、模様替え等リフォームをする際に江戸川区が申込窓口となり、工事に必要な資金融資について取扱金融機関へのあっせんを行う制度です。

融資利率	年2.0%(固定) ※工事内容により年0.9%(固定)に優遇されます。
融資額	10万~500万円まで(工事見積額の80%以内)
返済期間	融資額に応じ最長10年間

■お問合せ/江戸川区福祉部福祉推進課住宅係 ☎5662-0517

不燃化特区除却助成申請物件に、

アスベスト除去等工事費の追加助成をします！

【助成内容・助成金額】(助成金額は令和5年度のもの)

(例) 延べ面積 100 m²の木造建築物を解体する場合

1 取壊し費用の助成

1 m²あたり 21,000 円 (上限額) × 100 m² = 210万円

実費と比較し、低い金額を採用いたします。

2 石綿分析調査費・除去処分費の助成

1 m²あたり 10,000 円 (上限額) × 100 m² = 100万円

実費と比較し、低い金額を採用いたします。

アスベスト分析調査費・除去処分費に対しての追加助成であるため、解体費の実費が上限額より高くても、解体費用についての追加助成は行いません。

【助成対象建築物】

昭和56年以前の旧耐震木造建築物

助成の交付決定は当該年度の予算の範囲内で行います。

【問い合わせ先】

平井二丁目付近地区、南小岩南部・東松本付近地区

江戸川区都市開発部まちづくり推進課 **まちづくり第一係** 03-5662-6435

南小岩七・八丁目周辺地区、松島三丁目地区

江戸川区都市開発部まちづくり推進課 **まちづくり第二係** 03-5662-6470

【区ホームページ】

「不燃化推進特定整備事業」で検索！

右の二次元コードからもアクセスいただけます



建設設計費及び工事監理費用助成基準額一覧

補助対象床面積			金額	補助対象床面積			金額	補助対象床面積			金額
m ² 以上	～	m ² 未満	千円	m ² 以上	～	m ² 未満	千円	m ² 以上	～	m ² 未満	千円
0	～	5	508	100	～	105	1,804	200	～	205	2,960
5	～	10	573	105	～	110	1,868	205	～	210	3,011
10	～	15	638	110	～	115	1,933	210	～	215	3,062
15	～	20	703	115	～	120	1,998	215	～	220	3,113
20	～	25	767	120	～	125	2,063	220	～	225	3,164
25	～	30	832	125	～	130	2,127	225	～	230	3,214
30	～	35	897	130	～	135	2,192	230	～	235	3,265
35	～	40	962	135	～	140	2,257	235	～	240	3,316
40	～	45	1,026	140	～	145	2,322	240	～	245	3,367
45	～	50	1,091	145	～	150	2,386	245	～	250	3,418
50	～	55	1,156	150	～	155	2,451	250	～	255	3,469
55	～	60	1,221	155	～	160	2,502	255	～	260	3,520
60	～	65	1,285	160	～	165	2,553	260	～	265	3,571
65	～	70	1,350	165	～	170	2,604	265	～	270	3,621
70	～	75	1,415	170	～	175	2,655	270	～	275	3,672
75	～	80	1,480	175	～	180	2,706	275	～	280	3,723
80	～	85	1,545	180	～	185	2,756	280	～	285	3,774
85	～	90	1,609	185	～	190	2,807	285	～	290	3,825
90	～	95	1,674	190	～	195	2,858	290	～	295	3,876
95	～	100	1,739	195	～	200	2,909	295	～	300	3,927
								300	～		3,978

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から3階までの床面積の合計をいう。

2 準耐火建築物・耐火建築物の区分はありません。

3 共同住宅の場合、助成金額が上記と異なる場合があります。詳しくは担当までご相談ください。

※ この基準額は、令和5年4月1日以降に助成対象承認を受けた場合に適用されます。